

ご利用者・ご家族 各位

介護老人保健施設
グリーンビレッジ朝霞台
施設長 谷藤誠司

施設運営体制一部変更のお知らせ

平素より当施設の運営に多大なるご理解ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、当施設では更なる施設サービス向上のため下記の2点について体制を変更し運営していくこととなりました。何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に施設までお問合せください。(TEL:048-486-6622)

記

1. 協力歯科医療機関の変更

【変更日】令和2年8月1日

変更前	三功歯科
変更後	TMG あさか医療センター 歯科口腔外科 〒351-0023 埼玉県朝霞市溝沼1340-1 TEL048-466-2055(代)
変更内容及び注意点	<p>①毎月第1、3土曜日が歯科定期診察日となります。定期診察日には、ご利用者・ご家族の希望にて診察が可能です。(事前に診察同意書の提出が必要です)</p> <p>②入所中必要に応じ歯科医師による口腔スクリーニングを実施しその結果を報告します。 (※スクリーニングとは・・・治療が必要な方や、発症が予測される方を見つけるものです)</p> <p>③継続した歯科治療が必要な場合、TMG あさか医療センター歯科医師の判断にて、朝霞地区歯科医師会在宅診療部に治療を引継ぐ場合があります。</p> <p>④変更日前にすでに歯科治療を行っている利用者様については、歯科医院の変更はせず今までどおり治療を継続します。</p>

2. 在宅強化型施設への移行

【変更日】令和2年9月1日ご利用分より(令和2年10月請求分より)

現在の介護老人保健施設は、施設基準として5つのランクに分類されており、当施設は『加算型』として運営してまいりました。この度、令和2年9月1日付にてワンランクアップし『在宅強化型施設』としての運営を開始する事となりました。今後は、介護老人保健施設の役割である「在宅復帰を支援する施設」「在宅生活の継続を支援する施設」としてよりその支援機能を充実化した施設となります。

移行に伴う具体的な変更点は下記の通りです。

- | |
|---|
| ①介護保険施設サービス費の算定区分が変更となり、「施設入所」及び「ショートステイ」のご利用者様にご負担いただく介護保険一部負担金も変更となります。1割負担の場合、日額約7円～50円程度の増額となります。 |
| ②入所後、3ヶ月の短期集中リハビリテーション期間終了後は、週2回のリハビリから週3回のリハビリ提供に変更となります。(リハビリ提供回数は、準備期間として8月より週3回の提供に変更しております) |

★在宅強化型老健とは・・・

介護老人保健施設は、「その他型」「基本型」「加算型」「在宅強化型」「超強化型」の5種類に区分されています。加算型や在宅強化型、超強化型は、厚生労働省が定める要件を満たした在宅復帰・在宅支援機能が高いと認められた介護老人保健施設のことです。

以上